

## 射水市総合計画（素案）に寄せられたご意見等の概要とその対応について

## 基本構想

## 第4章 まちづくりの主要課題

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
1	第1 成長社会から成熟社会への転換 2 価値観やライフスタイルの多様化への対応 (P8)	幸福度について、施策などが十分展開できないことから、次回の見直しまでの調査研究課題とし、削除すべきではないか。	「幸福度」については、今後の課題として、先進地の市町村の動向を注視するとともに、指標や施策への関連付けなどを調査研究したいと考えていることから、主要課題としています。	無
2	第2 安全・安心に対する意識の高まり 2 環境問題の深刻化への対応 (P8)	「生物多様性の喪失」とすべきではないか。（資源と見た場合は「損失」である）	環境省が示す環境白書の表記に沿い、生物の多様性を大切な資産と捉え、「損失」として記載しています。	無
3	第4 持続可能な行財政運営 2 国・地方を通じた厳しい財政状況への対応 (P10)	「将来にわたる健全財政」を「将来にわたる安定した健全財政」とすべきではないか。	「安定した財政基盤」は「健全財政の堅持」に必要不可欠な要素であると考えています。 このことから、「健全財政」の「健全」には、ご指摘の「安定した」という意味も含まれており、文言の追記は必要ないものと考えています。	無

## 第11章 構想の実現を目指して

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
4	章の説明文 (P24)	「時代に適応した市政を進めていく必要があります。」の前に、「時代に対応した行政サービスの提供、情報公開と広報広聴の推進、電子自治体の推進、危機事象に的確に対応しつつ」を挿入してはどうか。	ご提案の内容は、市政運営の基本的事項と捉えており、基本構想実現のための基本計画の施策として適宜記載しています。 この章においては、基本構想の実現のため、各種施策に取り組むに当たり共通して認識すべき3つの事項（手段）を記載していますが、「広報広聴の推進」については「第1 市民等との協働による計画の確実な推進」に必要なことから、文中を「このため、積極的な <u>広報・広聴活動による情報開示</u> を行い（下線部追加）」と修正します。	有

基本計画

第1章 総論

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
5	重点プロジェクト (イメージ図) (P28)	重点プロジェクトとするための判別・特化条件や重点プロジェクトの推進方法の財源措置、成果の評価、各論との関係など、総合計画の実施に際して混乱を生ずるのではないか。	重点プロジェクトは、基本計画の各論に位置付けた施策や事業の中から、特に重点的・集中的に取り組む施策・事業を5つの政策分野ごとにお示ししています。(必ずしもすべての施策を網羅しているものではありません。) その実施においては、全庁的に横断的・戦略的に取り組むとともに、予算を重点的に配分し、また、その成果についても評価することとします。	無
6	(2) 安全・安心に関する政策 災害に強い都市基盤の整備(上水道施設における耐震化整備の推進) (P31)	「上水道施設における耐震化整備の推進」を「上下水道施設における耐震化整備の推進」とすべきではないか。	上水道施設は、生命に直結するライフラインであり、安定供給が必須であることから、耐震化を重点プロジェクトに掲げています。 下水道施設についても、老朽化対策として計画的に更新を進める中で、同時に耐震性の向上を図っていきますが、安全・安心に関する重点プロジェクトとしては、近年の気象変動に伴う豪雨災害から市民を守る雨水対策を掲げております。	無
7	(2) 安全・安心に関する政策 地域の防災体制の整備(災害等の発生時における組織体制の強化と迅速な対応の確保) (P31)	主な内容に「市内立地の企業などにもBCPの策定の推奨と訓練」を追加してはどうか。	ご提案の主旨を踏まえ、基本計画の各論第4部第4章第1節「防災・減災対策の推進」において以下のとおり修正します。 【施策の内容】(P152)の「第1 災害等の発生時における組織体制の強化」の「1 活動体制の整備の推進」の(3)を「事業所・企業におけるBCP計画策定の促進と協力体制の充実(下線部追加)」に修正します。 また、注釈として、「BCP(Business Continuity Plan): 企業等が災害や事故等の予期せぬ出来事が発生した際に限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、もしくは目標復旧時間内に再開できるようにするため、事前に策定する行動計画」を第5部第2章第3節「情報化の推進」(P183)から移記します。	有

## 第2章 各論

### 第1部 豊かな子どもを育むまちづくり

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
8	第1章 元気な子どもを育むまちづくり 第1節 子ども・子育て支援の推進 (P35)	【現況と課題】 「子どもの最善の利益」について、子どもの権利条約第3条の主旨を踏まえ、注釈を追加してはどうか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を追加します。 「子どもの最善の利益：発達段階の途中にある子どもは意思決定が難しい場合があることから、子どもの権利条約第3条では、子どもに関する措置や決定を行うときは、子どもの最善の利益を考慮するものとしている。」	有
9	第1章 元気な子どもを育むまちづくり 第2節 学校教育の充実 (P44)	【施策の内容】 「食材などの品質管理(食中毒、異物混入など)の徹底」を追加してはどうか。	ご提案の主旨を踏まえ、「第2 心身ともに健やかな子どもの育成」の「6 学校における食育の推進」の「(2)学校給食の充実」において、「ア 安全な給食の提供」として取組を追加します。	有
10	第1章 元気な子どもを育むまちづくり 第2節 学校教育の充実 (P39)	【施策の内容】 射水市の偉人である石黒信由に学び、郷土を誇り愛する教育と一体化して、数学・測量・天文学に秀でた教育に取り組むべきである。	ご提案の趣旨については、「第1 確かな学力の定着」及び「第4 郷土愛を育む教育の推進」において、基礎学力の定着及び探究的な学習と郷土歴史の認識を高める学習に取り組んでいきます。	無
11	第1章 元気な子どもを育むまちづくり 第4節 家庭教育・地域における教育の充実 (P49)	【施策の内容】 「いみず」は古い歴史をもち、重要な遺跡もある。郷土の研究体制を充実させ、親子に郷土の歴史の意識を高めていくべきである。	平成23年度から継続して、郷土を学ぶ「ふるさと学習講座」を実施しており、また、「県公民館親子ふるさと自然体験事業」も積極的に活用していきます。	無
12	第2章 みんなが学び豊かな心を育むまちづくり 第1節 生涯学習の推進 (P54)	図書館の利用状況を見ると新湊図書館より下村図書館の利用が高い。その原因を分析すれば、学校教育、家庭教育、図書館の配置などの活用策が見えてくるのではないかと。	下村図書館が新湊図書館の貸出冊数を上回っている要因は、下村図書館には児童館が併設されているため、児童館の充実により、重点を置いていることにより、小さなお子様連れの利用者が多くなっていることが挙げられます。加えて、新湊図書館東部分室が廃止されてから、その利用者が下村図書館を利用していることも要因の一つであると考えられます。 以上の様な分析結果を今後の図書館運営等に活用していきます。	無

13	第1章 元気な子どもを育むまちづくり 第1節 子ども・子育て支援の推進 (P37) 第4節 家庭教育・地域における教育の充実 (P51)	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携強化、あるいは国の検討を待って一元化の検討をすればどうか。	両事業は目的や役割、活動内容に違いがあることなどから、当面はそれぞれの質・量の充実を図っていきます。 また、市では放課後対策事業運営委員会を組織し、両事業の連携強化について協議をしており、放課後児童クラブの児童が、放課後子ども教室に参加するなどの連携もすでに実施しています。 なお、両事業の一元化については、今後の国の動向を見極めながら対応します。	無
14	第3章 みんなが思いやりあるまちづくり 第2節 人権尊重社会の推進 (P65)	【現況と課題】 「SNS」について、注釈を追加してはどうか。	当該節より前の節、第1章第4節「家庭教育・地域における教育の充実」において、注釈として欄外に「SNS (Social Network Service): インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、コミュニティの形成を支援するサービス」と記載しています。(P49)	無

## 第2部 健康でみんなが支え合うまち

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
15	第3章 医療体制の整ったまちづくり 第3節 発展性のある市民病院の運営 (P91)	【現況と課題】 「系統的マネジメント・システム」より「階層的で系統的マネジメント・システム」という表現の方が馴染むのではないか。	バランススコアカードは、各目標が戦略達成に向けた階層的な因果関係として位置付けられるものですが、「階層的」なマネジメント・システムに限定しているものではないため、修正の必要はないものと考えています。	無
16		「クランク」、「DPC」、「HCU」、「ICU」について、注釈を追加してはどうか。	ご指摘を踏まえ、以下のとおり注釈を追加します。 クランク：ここでは医師事務作業補助者を指す。医師の指示の下に診断書などの文書作成などを行い、医師の負担軽減を図る職員 DPC(Diagnosis Procedure Combination)：診断群分類別包括支払制のこと。従来の診療行為ごとに計算する「出来高払い」方式とは異なり、入院患者の病名とその症状・治療行為をもとに厚生労働省が定めた1日当たりの金額からなる包括評価部分(投薬、注射、処置、入院料等)と出来高評価部分(手術、麻酔、リハビリ、指導料等)を組み合わせて計算する計算方式	有

			<p>HCU(High Care Unit) : ICU と一般病床の中間に位置する治療室で、手術直後の患者などの容態管理を 24 時間体制で行い、高度で緊急を要する医療を行う高度治療室</p> <p>ICU( Intensive Care Unit ): 呼吸、循環、代謝その他の重篤な患者の容態を 24 時間体制で管理し、効果的な治療を行う集中治療室</p>	
--	--	--	---	--

#### 第 4 部 潤いのある安心して暮らせるまち

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
17	<p>第 1 章 自然と共に生きるまちづくり</p> <p>第 2 節 循環型社会の構築 (P129)</p>	<p>【施策の内容】</p> <p>規制の対象となる汚染発生意業者だけでなく、企業、NPO、国民、行政、高等学術機関など、様々な関係者が環境問題に自ら取り組む必要がある。取組を効果的に進めるため、市民参加、協働が重要であり、地球温暖化対策推進市民会議の充実した活動を明記することも重要ではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、環境保全の推進や循環型社会の構築に当たっては、市民、事業者、行政が連携して取り組むことが重要であると考えています。それぞれの役割や市民協働については、「射水市環境基本計画」において具体的に明記し、取り組んでいます。</p> <p>地球温暖化対策推進市民会議の活動については、計画素案に記載されている、「市民環境講座」や「いみず環境チャレンジ 10」等を実施しており、また、第 3 節「循環型社会の構築」において記載しているとおり、当会議とも連携しながら市民レベルで取組を推進します。</p>	無
18	<p>第 2 章 快適で利便性の高いまちづくり</p> <p>第 2 節 公共交通網の整備 (P136)</p>	<p>新幹線が開業すると、大阪、名古屋方面へは鉄道の場合不便になり、高速バスの需要が高まると予想される。</p> <p>小杉駅前高速バスの停留場所設置を含めた拠点整備が必要であり、平成 25 年に策定された射水市公共交通プランには盛り込まれている。しかしながら、本計画には盛り込まれていないので、整合性に欠けるのではないか。</p>	<p>公共交通プランの上位計画として総合計画が位置付けられています。素案では「第 3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実」の 1 において「広域観光の推進」を記載しており、高速バス停留所の設置に向けた取組を進めることとしています。</p> <p>ご指摘の主旨を踏まえ、「1 広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス向上」の(2)を「市内観光スポット及び主要都市を結ぶ公共交通機関進出の働きかけ(下線部追加)」と修正します。</p>	有
19	<p>第 4 章 防災・減災対策の推進</p> <p>第 1 節 防災・減災対策の推進 (P151)</p>	<p>市役所新庁舎周辺は浸水が予想される場所でもあり、最近の集中豪雨に基づき防災対策を考える必要があるのではないか。</p>	<p>大雨、洪水、高潮、強風等の注意報の一つ以上が発表された時から、第 1 次非常配備に移行できる準備態勢をとっています。</p> <p>また、状況に応じて被害の未然防止又は拡大防止に必要な各種対策を講じることとしています。</p>	無

20	【施策の内容】 射水市はため池が多く、その耐震性と集中豪雨土砂崩れの調査と対策を行わなければならないのではないか。	危険が予想される個所については随時点検・パトロールを行っています。また対策・措置の必要な個所が発見された場合は、管理責任のある関係機関に働きかけ早急な対応を求めています。	無
21	市道橋梁の耐震化改修を含めどのように災害に強いまちにするか、予算はどうなるか。	災害に強いまちづくりを進める上で、災害時における通行機能の確保の観点から、道路及び橋梁の耐震化は重要であると考えます。その様な社会資本の整備に要する投資的経費の規模及び財源については、合併特例事業債の発行期限の延長等、社会経済情勢の変化を総合的に考慮し、新たな実施計画の中でお示しします。	無
22	原子力発電所に関して市としてどのように向き合っていくのか考え方をまとめておくべきではないか。	原子力発電所の問題については、国策として、適切に対応すべきものと考えています。市として、地域や家庭における環境負荷の低減を図るため、循環型・低炭素型社会の構築に向けた取組を推進します。	無

## 第5部 みんなで創る開かれたまち

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
23	第1章 市民が主役のまちづくり 第1節 参画と協働によるまちづくりの促進 (P165)	小杉地区では、単位自治会は存在せず、町内会として構成している。これらの現状を適正に表現すべき。単位町内会を併記するか、備考欄に補足説明した方が市民にとって分かりやすいのではないか。	ご指摘の趣旨を踏まえ、欄外の注釈「地域振興会」の文中を「地域に合ったまちづくりを実現するため、単位自治会（小杉地区においては町内会）や地区女性の会」（下線部分追加）と修正します。	有
24	第2章 むだのない開かれたまちづくり 第1節 信頼される市政の推進 第2 透明で公正な市政の推進 (P175)	情報公開に関する首長の取り組み姿勢とチェック機能が働いているかが問題である。 また、入札に係る資格審査会なども含め、行政行為決定、重要審議の記録を残しておくべきである。市政情報の積極的な提供等がされなければ、市民から信頼される透明な市政の推進にはならない。 不服申し立て審査会への諮問に1か月以上かかっている現状がある。市民に信頼される組織になっているか。	「1 情報公開・個人情報保護の推進」及び「2 市政情報の積極的な提供」の取組を進める中で、信頼される市政の実現に向け努めていきます。	無

25	第2章 むだのない開かれたまちづくり 第1節 信頼される市政の推進 第3 監査機能の充実 (P176)	【施策の内容】 外部監査制度導入の検討は、現計画(第1次)にも計画されている。検討の段階は終えており、外部監査制度の導入は早急になすべきである。	本市には外部監査制度の法的設置義務はありませんが、他市の進捗状況、導入済団体の実績、費用対効果等を研究しながら、導入に向け引き続き検討していきます。	無
26	第2章 むだのない開かれたまちづくり 第1節 信頼される市政の推進 第4 高度な倫理観の維持 (P176)	市長を頂点とする職員の倫理観(遵法精神)が重要である。「射水市政治倫理条例」の周知は、誰を対象としたものか。	市民を対象に、条例の周知を図ります。	無
27	第2章 むだのない開かれたまちづくり 第2節 健全な行政運営の推進 第1 簡素で効率的な行政運営の推進 5 適正な入札・契約制度の運営 (P179)	【施策の内容】 競争入札の指名業者選定や入札手続きの公正確保のため、入札監視委員会等の第三者機関を設置してはどうか。	入札に係る手続きの公正性・透明性を確保するため、今後とも、適正な業者選定及び入札の執行に努めていきます。	無

### 基本構想、基本計画の共通事項

	素案の対象箇所等	寄せられた意見・提言	意見等に対する考え方	修正の有無
28		「努めます」、「必要ありません」などの消極的な言葉使用について、計画当事者として積極的な言葉使用が可能ではないか。	「必要ありません」という文言は、具体的に何が必要なかを記載することで、「現況や課題」を明確にしようとしているものです。 また、「努めます」という文言については、ご指摘を踏まえ適宜修正します。	有
29		「射水市ゆかりの文化人会議」や「射水市顧問会議」の意識と意見は今回どう評価、反映されたのか。	「射水市総合計画顧問会議」を開催し、射水市選出の県議会議員の方々から総合計画(素案)に関するご意見・ご提言をいただき、適宜素案の修正を行っています。 なお、「射水市ゆかりの文化人会議」は、今回の総合計画の見直しに際しては開催していません。	無

30		<p>個別条例、計画、方針などの名称を挙げて記載しているものと、それらを挙げずに内容だけを記載しているものがあるので、どちらかに統一すべきではないか。</p> <p>例： 計画に掲げた事業を推進します。</p>	<p>個別条例等の名称を挙げて記載するか、また、その内容だけを記載するかについては、各々の文章の中で分かりやすい表現となるように対応したものです。</p>	無
31		<p>市長のマニフェストが計画に適切に反映されているのか。</p>	<p>「射水」の名の発信や学生によるまちづくりなど、市長の政策公約の基本的な考えや施策・事業については、基本計画の重点プロジェクトや各論の施策等に反映させ、総合計画との整合性を図っています。</p> <p>また、今後策定する実施計画においても政策公約に掲げている施策・事業を計上することとしています。</p>	無
32		<p>市政運営の「選択と集中」にスピードを追加してはどうか。合併協議会での決定事項の中で取組が遅れているものもある。</p>	<p>合併協議会の決定事項については、合併後の本市を取り巻く状況などを勘案し、スピード感を持って対応していますが、時間を要する事項もあります。</p> <p>なお、市政運営の基本として、スピードを重視し、様々な課題に取り組んでいきます。</p>	無
33		<p>市政運営の「選択と集中」について、予算ヒアリングなど可能な限り市民に公開し、「選択と集中」などのプロセスを市民に理解してもらったらどうか。</p>	<p>予算ヒアリングの可能な限りの公開については、時間的制約もあり物理的に不可能であると考えています。</p> <p>施策と財源の「選択と集中」については、新年度予算（案）概要においてこれまでも公表しており、より分かりやすい資料となるよう工夫していきます。</p>	無
34		<p>「審議会などの活性化と委員の選任などの適正化」をどこかに追加してはどうか。</p>	<p>ご提案の主旨は、第5部第1章第2節「参画を促進する体制づくりの推進」の「第1市民の参画を支援する体制づくりの推進」の取組の中で生かしていきます。</p> <p>なお、市では「射水市審議会等の設置及び運営に関する要綱」を規定し、審議会等の機能の充実及び効率化を図っています。</p>	無
35		<p>現行計画と実績を検証、総括することが先決である。現行計画の何が間違っていて削除し、何を新たに加えたのか全く分からない。</p>	<p>これまで進めてきた総合計画の達成状況や方向性を検証するため開催した射水市市政検証懇談会のご提言等を踏まえ、また、現計画の施策や今後重要と思われる施策に対する市民意識を把握した上で今回お示ししている基本構想（案）及び基本計画（案）</p>	無



			<p>を作成しています。</p> <p>その結果として、向こう10年間でなすべき施策等を示している基本計画においては、社会経済情勢の変化を踏まえた上で【現況と課題】を整理し記載しています。</p>	
36		<p>財政計画の裏付けのない計画は、実行性がない。今後の財政見通しがどうなるのかを顕かにして検証し、正しい現状認識に基づいて基本計画の策定に取り組むべきである。</p>	<p>実施計画の実効性を担保する新たな中長期財政計画の中で、今後の財政見直しをお示しします。</p> <p>また、総合計画の実施計画と中長期財政計画との整合性図ることはもちろんのこと、基本構想の第11章「構想の実現を目指して」において、「健全な行財政運営に裏打ちされた計画の推進」を記載しており、健全な財政状況であることが、市政運営の基本であると考えています。</p>	無